

NO. 15

発行日 : 2013年7月27日

原発事故被災者 相双の会

連絡先

國分富夫(会長代行)

住所

〒965-0013 会津若松市堤町6-12

電話 090(2364)3613

メール

kokubunpi-su@hotmail.co.jp

事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133(浪江)

坂上義博 090-1067-7265(大熊)

板倉好幸 090-9534-5657(南相馬)

7月17日 完全賠償を求めて裁判にたちあがりました



裁判に向かう原告団

7月17日に原発事故で避難生活を強いられている178名(64世帯)が東京電力を相手取り総計86億円余の損害賠償請求を福島地裁いわき支部に提起した。「相双の会」からも多くの原告が参加した。東電への直接請求やADRを通じた損賠請求は、東電が不誠実に対応し、加えて「時効」が取りざたされる中で、16万人の避難者には不安が募っている。そこで裁判で東電の責任を追及し、加害者が作成した基準を打破して生活再建のための賠償を勝ち取る裁判への期待が高まっている。今回の提訴には弁護団の想定を超える多数の原告が加わり、昨年末に提訴した第一次原告と合わせ280人近い原告となった。

提訴後の報告集会では、國分富夫が決意表明をした。弁護団の小野寺利孝代表は「東電の弁護団は、無過失責任の損害賠償の協議には応じるが、加害責任ではない。『迷惑はかけた』というが『謝罪はしない』という態度だ。我々はカネだけ取ればいいのではない。加害責任を明確にさせ、すべての被害者の権利救済にふさわしい賠償基準を司法によって確立させることを目的とする」と述べた。

弁護団は二年以内の結審を目指し、期日第一次、第二次を併合審理(第1陣)として、10月2日、11月27日の2回が決まった。傍聴などご支援をよろしくおねがいします。



提訴を終えた報告集会

裁判について相談に応じます

7月17日に始まった裁判は、昨年末に提訴した第1次原告団に併合して、一緒に審理されることを予定しています(第1陣)。弁護団は2年で結審させるとして、裁判所と被告東電側弁護士相手に求めています。「相双の会」の関係者は、第2次原告団に大勢加わりました。

これから裁判を起こしたい方は、第3次となります。第3次は、原告の数がある程度まとまれば、9月から10月には提訴したいと考えています。第3次原告も、昨年末の第1次に併合を求める予定です。

裁判について第3次原告への参加を検討したい方、費用など疑問をお持ちの方は、遠慮なく「相双の会」までお問い合わせください。弁護士を紹介します。弁護士との相談もできます。電話でも面談でも、この件の相談の費用は心配りません。またどこに避難していても、できるだけ当該避難都県の近くの弁護士事務所を紹介したいと思います。

声明：「第2次福島原発避難者訴訟」の提訴にあたって

2013年(平成25年)7月17日

福島原発避難者訴訟原告団／福島原発避難者訴訟弁護団

本日、東京電力福島原発事故によりふるさとを奪われ、過酷な避難生活を強いられている被害者である避難者178名(64世帯)が、加害者である東京電力株式会社(以下、「東京電力」といいます。)を被告として、福島地方裁判所いわき支部に「第2次福島原発避難者損害賠償請求訴訟」を提起しました。

2011年(平成23年)3月11日に発生した福島原発事故は、未曾有の放射能汚染被害をもたらし、現在も政府指示に基づいて約16万人ともいわれる広範な人々がふるさとを奪われ過酷な避難生活を強いられています。

東京電力は、福島原発において、巨大地震の発生と津波が到来する危険性及び、それにより全電源が喪失し冷却機能を失って過酷事故に至ることを十分に認識しながら、住民の安全よりも利潤追求を優先し、原発の地震・津波対策やシビア・アクシデント対策などを怠っていました。その結果、今回の福島原発事故を引き起こし、かつて日本国民が経験したことのない未曾有の被害を発生させた東京電力の加害責任は、厳しく断罪されてしかるべきです。

多くの避難者たちは、原発事故による放射線被ばくを避けるために避難を強いられ、それまで住んでいた地域のコミュニティを奪われ、見知らぬ土地の仮設住宅などでの不自由な暮らしを強いられ、それまでの仕事と生活や生き甲斐をも奪われました。そして今も

なお、今後の見通しも立たないまま長引く避難生活によって、生活の本拠地や仕事の見通しも立たず、絶望感や焦燥感に苛まれながら、語り尽くせぬ様々な被害に今も苦しんでいます。

本件事故における被害発生においては、被害者である避難者らには何の責任もありません。そして加害者である東京電力には、被害の原状回復を実現するための、損害賠償の責任があります。ところが、そのような立場にあるはずの東京電力は、自らの加害責任をあいまいにしたまま被害者に対する損害賠償の基準を、被害者の要求を一切聴くことなく一方的に決めつけ、被害者との交渉等においてその基準以上の賠償には応じない姿勢を鮮明にしています。しかも、東京電力が定める損害賠償の基準は、到底上記避難者たちの被害を償うに十分なものではありません。避難者には、奪われた生活の再建を実現し、再出発するために必要な完全賠償、すなわち

現状を回復するに足る賠償を求める権利があります。

既に上記の観点で、福島原発避難者訴訟弁護団を代理人とする東京電力に対する賠償請求訴訟が昨年12月3日に福島地裁いわき支部に提訴されています。しかし、訴訟救助の決定のため、同裁判は、提訴から7ヶ月を経た現在も第1回口頭弁論が開催されておらず、本日開催の進行協議によってようやく第1回口頭弁論期日が指定される見通しです。

しかし、原発事故の被害者の救済は、待ったなしの課題です。

私たちは、上記第一次提訴に今日をもって合流し、第一次提訴原告団と共に、これから始まる原発避難者訴訟をたたかうために本日提訴を行いました。この訴訟について国民の皆様のご理解を得ていき、東京電力に責任をもった対応をさせるために、100名を超える原告団を組織して提訴したものです。

私たちは、第一次提訴原告団と、以下の目的を共通にしています。

記

第1に、本件事故のもたらした被害の実相とともに、原告らが強いられた過酷な被害をもたらした被告による加害の構造を事実にもとづいて明らかにし、そのうえで、被告の加害責任を明確にする司法判断を得て、原告らに対し、被告をして真の謝罪を行わせること。

第2に、原告らの失った生活を取り戻し、人間の尊厳を回復し新たな人生を確立するにふさわしい損害賠償を被告に命ずる司法判断を可能な限り早期に得ること。

第3に、今日なお原発公害の過酷な被害とその後の国に生じた不正義に苦しんでいる全ての被害者たちの「自分たちが体験している悲惨な被害をもたらす原発公害を再び繰り返してはならない。」との思いと「加害者である被告が定立した不当な賠償基準を克服し、被害者の権利救済にふさわしい損害賠償基準を司法によって確立する」との痛切な要求を実現すること。

私たちは、この国に正義をとり戻すために本日提訴した訴訟を「福島原発避難者第1陣2次訴訟」と位置づけ、全ての被害者・市民と団結し、完全賠償と原発のない社会の実現を目指してたたかい抜く決意です。

この裁判に対する、国民の皆さんのご理解と大きなご支援を心からお願いいたします。

以上



6.22 集会会場アンケートから

悩み事

「妻の実家が富岡町で埼玉に避難中。墓まいりもいけないし、いつもどれるか？もどっていいの？」 (60歳 男)

「若い年代が少なく、様々な面で地域が衰退する」
「中間指針がカベになって 30k 圏外は常に賠償の対象外」 (65歳 男)

「先が見通せないのが一番辛い」 (61歳 女)
「原発事故の収束見込みが立たない。不安定な原子炉いつ何時爆発するかも知れない不安」 (65歳 男)
「帰っても、元のような環境で過ごせるのか」 (39歳 女)

「生活空間の放射線量が高いこと。室内で3ミリシーベルトです。賠償で中間指針による線引きされること」 (55歳 女)

「まだ事故は終わっていません。賠償打ち切りは納得いかない」 (40歳 男)

避難や賠償に伴う人間関係の悩み事

「原発により、皆(避難者や帰還者)の悩みが深く、人間関係がぎくしゃくしている」 (72歳 女性)

「旧警戒区域から避難中の人と自主的避難の人と同じ仮設にいる」 (65歳 男)

「原発より26kmに居住しておりますが、放射線量が高くなっておりますが、賠償は終了したようですが、地域団体がもっと騒がなくてはなりません。私たちより線量の低い20km圏内の方々は多額の賠償金を戴いておるようです。放射線量に合った賠償を行うよう働きかけて下さい」 (62歳 男)

小出先生の講演を聴いて

「避難が解決策というが、どこに、どの様な仕方で進めたら良いか考えつかない。子供たちに地元に戻れと言えないのがつらく、一人暮らしの暗やみが深まるのみ。『あきらめ』の言葉が浮かんで来ました」 (72歳 女性)

「今まで言われた事、知っていた事でした。20km圏内の小高区 13,000人の強制避難を知らないのは残念。南相馬は原町だけではない。小高も双葉郡、飯

館と同じ状況の認識がない。浪江と同じ規模です」
(女)

「今後も継続して小出先生の講演会をききたい」(同様の要望多数あり)

「保育士として働いています。小出先生のお話を聴いて、『危機感』を持ちました。『本当は避難』のことに、どこかに不安を持ちながら生活をしていましたが、大変ショックを受けました。勉強になりました。ありがとうございました」(53歳 女)

除染について

「移動させるのではなく、その場に埋める。その方が簡単で場所でもめることはない」

「現状の原発では確たる安全は全く期待できない！」

相双の会にのぞむこと

「今後も実態について広報を願う」(83歳 男)

「小出先生の講演会をまた開いてほしい」(同趣旨が多数)

「原町区民の話し合いを設けてほしい。行政、市長に対しての不信。区民の行政・市長に対しての気持ちをいっさい無視している状況です」(60歳 女)

その他

「ADR申し立てた者だけでなく、すべての被害者に時効のないように」(76歳 男)

「本賠償の①②を提出したのが今年の2月下旬。4月上旬に同意書が来ましたが納得できずそのままとなっています。出せずにいる方がたくさん居ると思いますので、永久に請求権を残して頂きたいと思います」(61歳 女)

「第1原発建設の時、中学生の私さえ、原発はあぶないと言いましたが、その当時大人達は、この地方の発展にかかせないと喜んでいたので憶えています。政府・学者・電力各社だけでなく、自分たちの富を望んでいた人達を忘れる事はできません。ここに

る自分達の責任もしっかり自覚するべきです。これからの私達が今の放射能と共に生きるすべを示すべきです。生き方の選択を各自にさせるべき現実、事実を示す事が大事だと思います。人は完璧な人はいません。ぜったいと言い切れるものはありません。自然を人間が越えることは出来ません。わからない事をわかっていると言うのはいけなないのです。わからない事はわからないと」(女)

「高市早苗の、原発で死んだ人いないのことはには啞然とした。自民党には選挙しない」(65歳 女)

「国、東電は責任を明確にして、地域の人々の安全・安心な生活を保障してほしい。いつまでも何をやっているのか。政党の争いばかりで人間の命をまもることを確かに考えている政治家がない！！」

(以下次号に掲載します)

「相双の会」会報14号について

小出先生からまた手紙をいただきました

講演会の感想に「これからの私達はどうすべきだろうか？この先も南相馬で生きていくためには、何をなすべきだろうか。その辺のところあまりよく分からない、その辺の説明がほしかった。ただ避難した方がいいと云うのでは分からない」とあり、本当に申し訳なく思いました。

私自身もどうすればいいのか分かりません。国が人々を捨ててしまう限り、人々が簡単に避難できないことは当然ですし、避難できないならどうすればいいか、具体的な方策がなければなりません。私はひたすら子供の被ばくを減らしたいと思っており、校庭や園庭の表土の剥ぎ取り、給食食材の厳選などを提案しましたが、それでは足りないことも当然です。もちろん加害者に責任を取らせることも大切なことだと思います。被災地の方々にはこれからもずっと重い苦難が負わされ続けることでしょう。私にできることは多くありませんが、苦難を少しでも減らせるようにできることを探します。

2013.7.3 小出裕章

「相双の会」会報に ご意見を

是非ご投稿をいただき「声」として会報に載せたいと考えています。匿名でもけっこうです。

日ごろ思っていることを打ち明けてください。

連絡先 電話 090 (2364) 3613

メール kokubunpi-su@hotmail.co.jp (國分)